

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

河川整備の実施に関する事項を円滑に進めていくためには、関係機関との調整や地域住民との連携等が必要となります。これらを実現するための方策は、以下のとおりです。

6.1 その他施策との連携

(1) 管理者の異なる高潮堤防の整備

河口周辺の港湾区域は管理者が異なるため、高潮堤防の整備にあたっては、高潮堤防の規格や施行時期等に関して、施設管理者との調整を図ります。

(2) 都市計画等まちづくりとの調整

良好な河川景観の保全及び創出を図るため、関係自治体等と都市計画法等に基づく必要な行為の規制、誘導等について調整を図ります。

河川周辺において、都市計画道路等の事業が実施される場合は、関係自治体の施策との調整を図ります。岡山後楽園周辺では、「旭川かわまちづくり計画」が登録され、岡山後楽園派川左岸の「旭川さくらみち」の桜の保存・存続のための整備や回遊性の向上を図るための整備等、関係機関が連携し、観光振興の取組が進められています。

今後も、まちと水辺が融合した空間形成のため、ソフト・ハード対策について積極的に支援していきます。

なお、東西中島地区は都市計画を含めたまちづくりの動向等を踏まえながら、必要に応じて河川整備について調査・検討します。

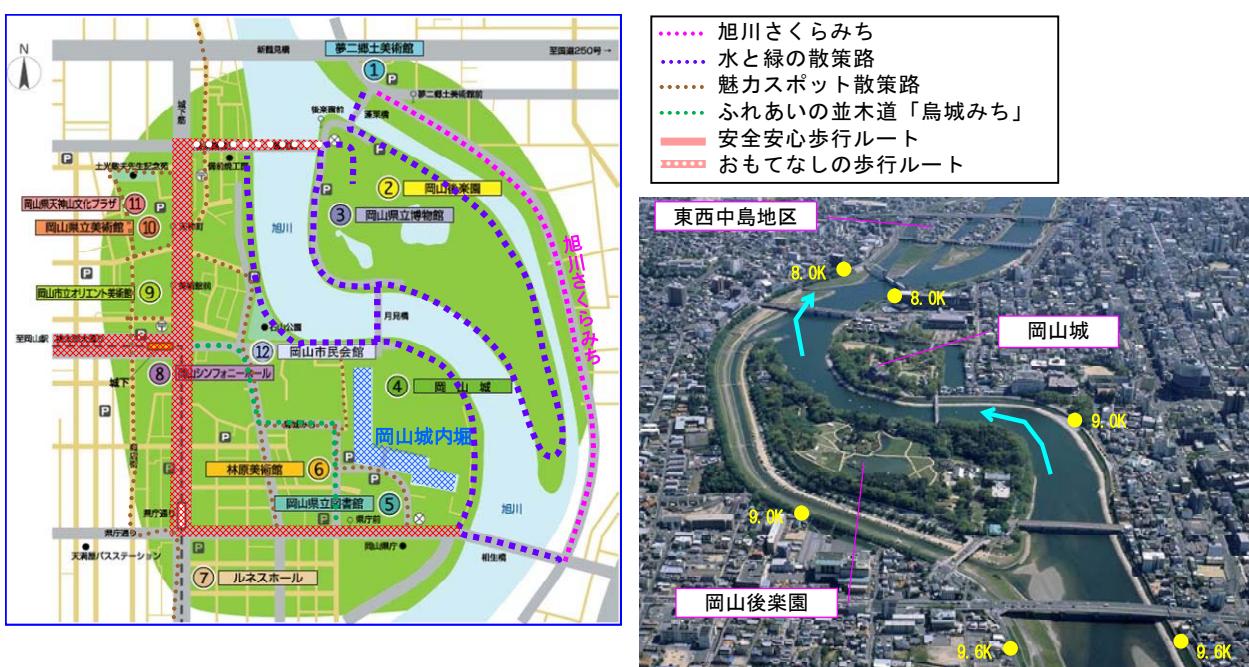


図6.1.1 岡山カルチャーゾーン歩いて楽しいまちづくり計画の概要

1 (3)歴史・文化や景観に関する施策との調整

2 河川整備を行う際には、必要に応じて、「文化財保護法」、「岡山市景観基
3 本計画」、「岡山市風致地区条例」等の文化財や景観に関する施策と調整を図
4 ります。

5 また、関係機関との連携の上、歴史・文化に関する情報発信に努めます。

7 (4)兼用道路及び河川に隣接する道路

8 堤防上の兼用道路及び河川に隣接する道路については、道路管理者が整備・
9 維持管理を行う場合がありますが、河川敷地利用の快適性や安全性の向上等が
10 図られるよう、歩道や横断歩道、安全施設の設置等について、必要に応じて道
11 路管理者と調整を図ります。

13 6.2 連携と協働

14 地域住民とのシンポジウムの開催や流域内において河川に関わる活動を行っ
15 ている団体との交流や情報共有を通じて、住民への広報活動に努めます。また、
16 清掃活動、伐木ボランティア、岡山河川センター等への住民や企業等の参加
17 を促し、地域の要望や意見を踏まえながら整備に取り組みます。さらに、必要
18 に応じて地域住民による清掃活動を支援する等、積極的な対応をしていきます。

20 6.3 情報の共有化

21 河川整備を総合的に行うためには、地域との連携と協働により、治水・利水・
22 環境に関わる情報を共有化することが重要と考えています。

23 そのため、岡山河川事務所ウェブサイト、各種広報誌等を通じて、旭川の河
24 川整備状況や自然環境の現状等に関する情報を広く共有するとともに、施設の
25 見学会、説明会、出前講座等、地域住民等に直接説明して理解を深めることに
26 努め、意見交換の場づくりを図る等、関係機関や地域住民等との双方向のコミ
27 ュニケーションを推進します。



6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

1 6.4 社会環境の変化への対応

2 旭川・百間川の河川空間は地域の重要な社会基盤の一つとして、さらに多様
3 な機能が求められています。

4 本計画では、地域計画等との連携を図りつつ、施設整備等のハード対策に加
5 え、旭川水系をとりまく社会環境の変化に伴い生じる課題や地域住民のニーズ
6 にも適切に対応できるよう、組織づくり等のソフト対策に努めるとともに、今
7 後は本計画自体も社会環境の変化に対して順応的な対応を図ることができるよ
8 う柔軟に運用します。